若年層を中心とした求職開拓事業に係る仕様書

別添３

# 第１　総則

## １　事業名

若年層を中心とした求職開拓事業

## ２　本事業の目的

本事業は、中小企業・小規模事業者の人材不足の実情を踏まえ、実施労働局が指定する地域において、公共職業安定所（以下「安定所」という。）を利用していない若年層を主な対象として、民間事業者の創意工夫によりインターネットを活用した事業所情報の発信等を実施し、これらの者に対し、仕事に興味・関心を持たせること、中小企業や業界の魅力を伝えること、仕事の探し方ややりがい・地域の求人状況を伝えること等により、安定所の利用登録を促すこと及び求職者と求人者のマッチング効果を高めることを目的とする。

## ３　事業の実施期間等

### （１）事業の実施期間

令和２年８月５日から令和３年３月３１日までの期間とする。

　ただし、経済情勢の変動、天災地変の発生等により内容を変更する場合がある。

## ４　委託費に関する考え方

（１）受託者が、委託費として計上することができる経費は、若年層を中心とした求職開拓事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできない。具体的には別紙１を参照すること。

（２）実施労働局は、精算時に受託者の支出を精査し、不適切と認めた場合、その経費については支出を認めない。

（３）経費が契約額を超える額については、受託者の負担とする。

（４）受託者は委託費の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。また、委託費は、専用の口座を単独で設け、他の事業とは別に管理すること。

## ５　公正な取扱い

（１）受託者は、本事業実施に当たって、利用者に均質かつ適切なサービスを提供し、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

（２）受託者は、本事業における利用者の取扱いについて、自ら行う事業の利用の有無等により区別してはならない。

# 第２　若年層を中心とした求職開拓事業の詳細

## １　事業の概要

本事業は、安定所を利用していない若年層を主な対象者として、民間事業者の創意工夫によりインターネットを活用した事業所情報の発信等を実施し、これらの者に対し、仕事に興味・関心を持たせること、中小企業や業界の魅力を伝えること、仕事の探し方ややりがい・地域の求人状況を伝えること等により、安定所の利用登録を促すこと及び求職者と求人者のマッチング効果を高めること。

## ２　対象者

概ね40歳未満の若年層で、現在安定所を利用していない者であって、安定所の利用が有効であると見込まれる者。

＜対象者として想定される者＞

・求人情報誌等により求職活動はしているが、安定所に求職登録をしていない失業者

・過去に被保険者であった子育て中の女性等、就職を希望しているが、具体的な求職活動をしていない者

・安定所で求職登録をしたことがあるが、安定所を利用していない又は安定所を利用しないまま有効求職期間が過ぎた者

・上記のほか、４（１）①の事業担当者が、本事業の利用が適当と認める者

## ３　事業の内容等

### （１）イベント等の企画

受託者は、事業目的を踏まえ、地域の人材不足の実情を踏まえつつ、対象者にとって魅力的なものとなるよう企画すること。

ただし、次の①から⑧については、必須とする。

①専用のホームページを制作すること。

　事業の概要、問い合わせ先（受託者とすること。）を設けること。

②事業所情報の発信をすること。

　専用ホームページにてハローワークに求人申込みをしている求人事業所の情報

（例：作業風景、社長からのメッセージ）を動画配信し、求職者と求人者のマッチ

ングに資する内容とすること。

　なお、動画配信をするのは、１事業所あたり５分程度の配信とし、１か月あたり３～４事業所の配信を目安とすること。また、事業所の選定は、医療、介護、保育、運輸、警備、建設などを中心に受託者が開拓すること。または、専用ホームページへの申し込み制も可とする。

③トラック乗車体験ができる３６０度VR動画を制作すること。

　制作した動画は、専用ホームページで閲覧が可能とすること。

また、VRゴーグル２セットを購入し、VRゴーグルに動画を取り込み、VRゴーグル単体で視聴可能とすること。

　④ハローワーク紹介動画を制作（ハローワーク活用法含む。）すること。

制作した動画を専用ホームページで閲覧可能とすること。

⑤求人情報の検索や職業情報の収集に役立つ下記のサイトについて、専用ホームペ

ージにリンク設定をすること。

　●ハローワークインターネットサービス・・・サイト運営：厚生労働省

●職業情報提供サイト（日本版O-NET）・・・サイト運営：厚生労働省

⑥専用サイトに誘導するための周知・広報を行うこと。

　●対象者へダイレクトに広告を行うSNS広告を行うこと。

　●紙媒体（リーフレット制作、タウン誌、求人情報誌等）にて広く広報すること。

⑦上記②～⑥を閲覧した際にハローワークに登録を促す工夫を行うこと。

　また、専用ホームページ閲覧者がハローワークを利用する考えがあるか別紙２を

参考にアンケートにより把握すること。

⑧専用サイトへのアクセス数、動画再生回数の実績報告を行うこと。

### （２）報告

受託者は、専用ホームページのアクセス数、動画再生回数、閲覧者から出た相談事項・質問事項及びアンケート結果の取りまとめに関する報告を定期的に実施労働局に行うこと。

## ４　実施体制、運営管理

### （１）実施体制

本事業の円滑な実施のために、次の人員を配置すること。

①　事業担当者　１名

本事業を統括し、業務遂行に責任を有する者として実施労働局との調整、実施労働局への報告等の事務処理を行う者であり、受託者より選任される者であること。委託期間を通して配置すること。

②　補助スタッフ　２名程度

主に、事業担当者の補助を行う者であり、受託者より選任される者であること。

### （２）計画書の策定

受託者は、本事業の遂行に係るスケジュール等の実施時期を含む具体的内容及び方法、周知広報の具体的内容及び方法並びに実施体制等について、企画書を元に、実施労働局と事前に協議の上で「事業実施計画書」を策定し、これに基づき本事業の遂行に当たること。

### （３）実施労働局等との連携体制

受託者は、３（８）の開催結果報告のほか、実施労働局と密に連絡を取り、実施労働局の求めに応じて事業の実施状況を報告すること。

実施労働局は、事業実施計画書の作成に当たり受託者からの協議を受けるほか、受託者からの報告を踏まえ、専用ホームページの企画や資料の確認をはじめとして事業実施計画書の履行状況を確認し、受託者に指導・助言を行うほか、必要な協力を行うこと。具体的には、受託者の求めに応じての労働市場情報等の提供を行うこと。

実施労働局は、事業の実施に効果的と思われる場合、上記の業務について、安定所に行わせることとして構わない。その場合、受託者は、当該安定所と連携を取ること。なお、本事業は基本的に安定所を利用していない者を対象者としていることから、安定所内における積極的な周知は不要とするが、現に安定所を利用している者の利用ニーズ等にも対応するため、受託者が作成した広報資料を庁舎内に掲示したり、リーフレットの配架を行う等の周知協力は行って差し支えない。

また、企画内容に鑑みて必要な場合、商工会等の経済団体や、その他業界団体とも連携を取ること。

## ５　留意事項

### （１）守秘義務

受託者は、契約の履行に当たり、業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として提供したりしないこと。

### （２）個人情報の保護

受託者は、個人情報を収集及び保管し、又は使用するに当たっては、本事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。本事業の実施終了後も同様とする。

受託者は、その他個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。また、個人情報保護のための業務について、責任を有する者を配置すること。

### （３）備品等の管理

受託者は、本事業の実施に関して、備品等を購入した（又は貸与を受けた）場合、一覧表を作成し、購入（貸与）年月日、購入（貸与）理由、廃棄（返還）年月日を記し、適切な維持管理を行うこと。

### （４）書類の整備及び保存

受託者は、実施年度毎に、職員、会計及び事業内容に関する諸記録を整備し、整備した記録や帳簿書類について、事業を終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日に属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。整備に当たっては、委託事業の実施経過並びに委託事業の実施に伴う収入及び支出の状況を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の経理と区分すること。

なお、会計書類等は国の会計及び物品に関する規定に準じて整備すること。

### （５）販売・宣伝等の禁止

受託者は、受託者の利益となりうる商品等の販売、宣伝及びこれに類する行為を行ってはならない。

### （６）プライバシーの侵害、業務妨害等の禁止

受託者は、参加者のプライバシーの侵害とみなされる行為及び実施労働局等の業務の妨害とみなされる行為を行ってはならない。

### （７）公正採用選考に対する配慮

受託者が基本的人権を尊重した公正採用選考の考え方に反する内容であったことが確認された場合は、ただちに中止とする。また、その場合、違反行為部分に関しては、委託費の支払いを行わない。

### （８）再委託

ア　委託業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託を行ってはならない。

イ　事業実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、受託者は、原則としてあらかじめ再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について書面により申し出た上で、実施労働局の承認を得なければならない。ただし、事業の一部の再委託に当たっては、原則として、以下のことを行ってはならないこと。

①　企画等、本事業の主体的な部分について、一括して再委託すること。

②　委託費の金額に対する再委託に要した経費の割合が50％を超えること。

ウ　委託契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で実施労働局の承認を得るものとする。

エ　上記イ又はウにより再委託を行う場合には、受託者は再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ　上記の守秘義務、個人情報の保護、販売・宣伝の禁止、プライバシーの侵害、業務妨害等の禁止、公正な採用選考に対する配慮等について、再委託先は受託者と同様の義務を負うものとする。

## ６　その他

本仕様書に定めのないものは、実施労働局と協議すること。

## 別紙１　委託費の内容

## 別紙２　アンケート調査票

委託費の内容

委託事業の遂行に必要と認められる経費は、具体的には以下のとおり。

１　事業費

①　イベント等

講師等謝金、講師等旅費、テキスト作成・印刷費、会場借料、会場設営に係る費用及びコンテンツ作成経費を含むイベント等実施に係るその他の経費

　②　周知・広報

印刷製本費その他必要と認められる経費

２　人件費

①　賃金・謝金

事業担当者及び補助スタッフ等に係る賃金又は謝金

②　諸税及び負担金

社会保険料、労働保険料及び子ども・子育て拠出金事業主負担分（法定額）

３　その他

実施労働局等との打合せに要する経費、事業担当者及び補助スタッフ等に係る旅費その他事業の運営に必要と認められる経費

４　再委託費

再委託費は、委託業務の一部について、受託者以外の者に再委託するのに要する経費。ただし、再委託の割合が50％を超えないこと。

５　その他

受託者が負担する法律上の損害賠償責任を填補する損害賠償保険の加入に要する経費

（イベント名）アンケート

　本日は、「○○○（イベント名）」にご参加いただきありがとうございました！

今後の運営の参考にさせていただきたいので、アンケートにご協力をお願いいたします。

当てはまるものの番号に○を付けてください。

|  |
| --- |
| １．今のあなたの状況について教えてください |
| 性別 | ①　男性 | ②　女性 |
| 年代 | ①10代 | ②20代 | ③30代 | ④40代 | ⑤50代 | ⑥60代以上 |
| 就職(転職)希望は | ①　ある | ②　ない | ③　迷っている |
| (就職(転職)希望ありの方)現在求職活動を | ①　している | ②　していない |
| 就業上留意を要する子ども(乳幼児等) | ①　あり | ②　なし |
| イベントを知ったきっかけ | ①新聞・雑誌等 | ②ＳＮＳ等 | ③自治体広報 | ④ハローワーク |
| ⑤その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ２．本日参加したのはどのプログラムですか？（複数選択可） |
| ①　○○県の労働市場 | ②　トラック乗車体験 | ③　相談ブースの利用 |
| ３．参加したプログラムの内容についてはいかがでしたか？  |
| ＜○○県の労働市場＞ |
| ①とてもよかった | ②よかった | ③あまりよくなかった | ④よくなかった |
| ＜トラック乗車体験＞ |
| ①とてもよかった | ②よかった | ③あまりよくなかった | ④よくなかった |
| ＜相談ブース＞ |
| ①とてもよかった | ②よかった | ③あまりよくなかった | ④よくなかった |
| ４．ハローワークからのご案内について |
| ハローワークでは、求職活動中の方やこれから求職活動を考えられている方々へのご相談のほか、求職活動に役立つ各種セミナーや説明会などを開催しています。ハローワークからのご案内をご希望されますか。 |
| ①　希望する連絡先（メールアドレス：　　　　　　　 　　　 　　　　　　　） | ②　希望しない |
| ５．その他感想、ご意見、ご要望等ありましたら、ご自由にご記入ください。 |
|  |

ご協力ありがとうございました。